

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第86号

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称、<u>職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格</u>その他専門校の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(専門校の位置及び名称等)</u></p> <p>第2条 専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>2 <u>専門校の行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、専門校の行う職業訓練とみなす。</u></p> <p><u>(職業訓練の基準)</u></p> <p>第3条 <u>専門校の行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 訓練の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。</u></p> <p><u>(2) 訓練生の数は、訓練科ごとに50人以下とすること。</u></p> <p><u>(3) 教科は、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる科目とし、その科目の訓練を適切に行うことができると認められる方法（通信の方法を含む。）</u>、設</p>	略	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）<u>第16条第3項</u>の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定める<u>ことを目的とする。</u></p> <p><u>(位置及び名称)</u></p> <p>第2条 専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			

備及び職業訓練指導員により実施すること。

(4) 訓練期間は、1年以上4年以下で訓練を適切に行うことができると認められる期間とすること。

(5) 訓練時間は、1,400時間以上とすること。

(6) 訓練期間1年以内ごとに、学科試験及び実技試験を行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 専門校の行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練の対象者は、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者とする。

(2) 教科は、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる科目とし、その科目の訓練を適切に行うことができると認められる方法（通信の方法を含む。）及び設備により実施すること。

(3) 訓練期間は、1年以下で訓練を適切に行うことができると認められる期間とすること。

(4) 訓練時間は、12時間以上とすること。

(専門校以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程に準ずる職業訓練とする。

2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、専門校以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(利用の許可)

第5条 専門校を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第6条 普通課程の職業訓練を受けるため専門校の入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第7条 普通課程の職業訓練を受けるため専門校への

(利用の許可)

第3条 専門校を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第4条 専門校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第9条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）の職業訓練を受けるため入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第5条 専門校の入校選考に合格した者のうち普通課

入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第8条 略

(受講料の徴収)

第9条 専門校の短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。

2 前項の受講料の額は、1時間につき200円とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める職業訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。

(授業料等の減免)

第10条 略

(職業訓練指導員の資格)

第11条 法第28条第1項の条例で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第28条第1項の規定による都道府県知事の免許を受けた者

(2) 職業訓練に係る教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有し、かつ、知事が指定する講習を修了したもの

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると知事が認める者

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、専門校の普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他専門校の運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。

程の職業訓練を受けるため専門校への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第6条 略

(受講料の徴収)

第7条 専門校が実施する公共職業訓練で省令第9条に規定する短期課程に在籍する者(公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。)に対しては、受講料を徴収する。

2 前項の受講料の額は、1時間につき200円とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。

(授業料等の減免)

第8条 略

(規則への委任)

第9条 訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。